

第29回福島地方労働審議会 資料1

平成30年度労働行政運営方針

最重点施策及び重点施策の進捗状況について

平成30年10月31日



目次

○労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策 …… 1
- 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策 …… 8

○労働行政の重点施策 ……13

行政運営方針

労働行政の最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

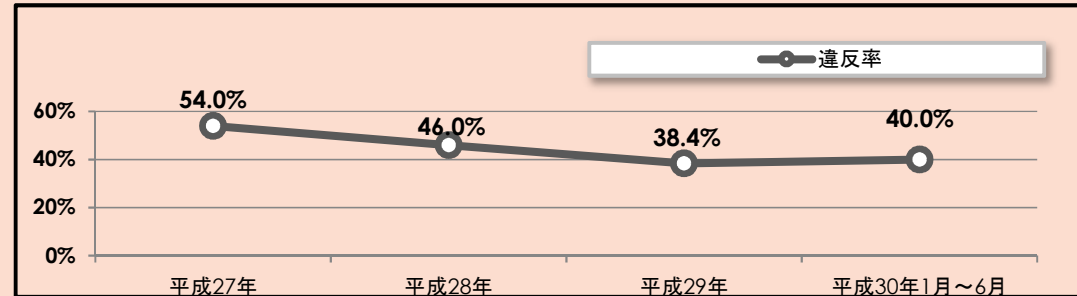
- (1) 復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策
- ① 原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策

上半期の主な取組

(ア) 監督指導等

- ・毎月3回以上の監督指導を実施

1～6月 監督指導実施事業者数105事業者、うち、違反事業者数42事業者。



- ・原発での廃炉作業に従事する労働者の健康確保のために開設された「健康支援相談窓口」について、リーフレットを活用し、周知等を実施。

(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導

- ・提出された放射線管理計画及び放射線作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導を実施。

H30年度上期の放射線管理計画の受理件数 2件

H30年度上期の放射線作業届の受理件数 130件

(ウ) 関係機関等との連携

- ・東電及び元請事業者に対し、長時間労働の削減及び働き方改革の推進に向けた取組の必要性について説明会を開催(4月26日)。
- ・東電及び元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請(6月4日)。
- ・廃炉事業者に対する長時間抑制及び法令遵守指導会を開催(8月8日及び9日に延べ4回)。
- ・「廃炉・汚染水対策現地調整会議」に参加し、情報交換を実施。(4月、6月、8月)。
- ・「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に参加し、情報交換を実施(6月)。
- ・福島県危機管理部原子力安全対策課との合同パトロールにより必要な指導等を実施(9月)。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の最重点施策

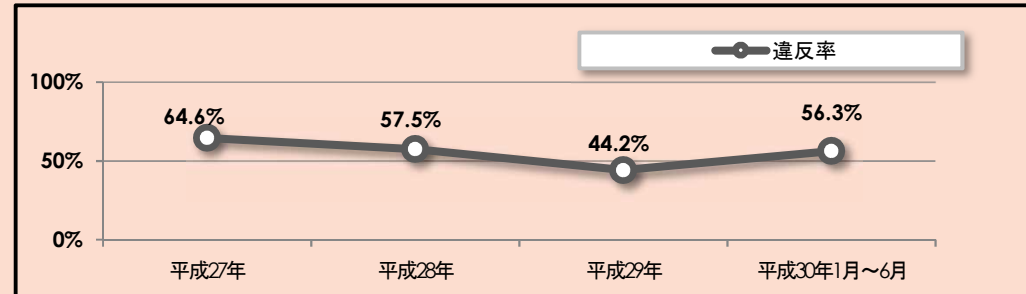
1 東日本大震災からの復興を支援する施策

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策
- ② 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務及び特定線量下業務並びに中間貯蔵施設等における汚染土壌の搬入・搬出業務及び事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

(ア) 監督指導等

・除染作業に係る監督指導の実施状況

1月～6月 監督指導実施事業者数96事業者、うち、違反事業者数54事業者。



・中間貯蔵施設等の監督実施状況

中間貯蔵施設関連は4施設(大熊町、双葉町)が稼働し、6現場が建設中。
上半期は、監督指導実施事業者数24事業者、うち、違反事業者数2事業者。

- ・提出された作業届の内容を審査し、被ばく低減対策等について指導等を実施。
H30年度上期 受理52件

(イ) 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

- ・「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加について、パンフレットを活用し、周知等を実施。

(ウ) 関係機関等との連携

- ・福島地方環境事務所、福島県との合同パトロールにより必要な指導等を実施。(7月に2回)。
- ・「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」の総会(7月)や講話会(8月)において、福島地方環境事務所や福島地方環境事務所発注工事の元請事業者に対し、労働災害防止について協力を要請。
- ・県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請(6月)。

行政運営方針

労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (2) 復興に向けた就労支援
 - ① 避難県民の帰還のための就労支援の推進
 - (ア)「福島県雇用対策協定」による福島県との連携支援

(イ)市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援

上半期の主な取組

1 労働局と福島県の間で締結した福島県雇用対策協定に基づき、①「震災復興のための雇用対策」、②「働き方改革の推進」の最重点項目と「職業訓練の効果的な実施」他4項目を重点項目とした30年度事業計画を策定し、各項目に係る取組の推進を図っている。

【これまでの主な取組事項】

- ①福島県雇用対策協定運営協議会の開催
第1回(4月19日)、第2回(7月17日)
- ②経済5団体に対する知事・県教育長・労働局長3者による新規高卒求人早期提出の訪問要請
※8月末求人数9,479人(前年同期比11.0%増)
- ③ふくしま大卒等合同就職面接会(8月9日)
※参加企業数247社、参加学生数103名

2 避難者が帰還を希望する場合の就労等を支援する「福島雇用促進支援事業」の実施

- ①人材獲得セミナー、各種資格講習等を行う「企業向け雇用確保に係る事業」(8事業)
- ②職業相談、各種技能講習等を行う「求職者向け就職支援に係る事業」(7事業)
- ③職場体験実習事業
- ④合同就職面接会(県内2会場)、職場見学バスツアー(企業向け1回)を実施。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の最重点施策

1 東日本大震災からの復興を支援する施策

(2) 復興に向けた就労支援

① 避難県民の帰還のための就労支援の推進

(ウ) 避難者に対するハローワークにおける職業相談

(エ) 避難全世帯への地元情報の発信

(オ) 被災地の人材確保のための公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)との連携

1 県内4所(福島、平、郡山、相双)に職業相談員(帰還者支援分)を配置し、福島帰還希望者等に対し、個々の求職者の状況に応じたきめ細やかな就職支援を実施。

2 県内外の避難者全世帯に対し、福島県内の雇用情勢や就労支援事業に関する情報等を発信する「ふくしまで働く」を発行。(季刊紙、各号66,500部発行)

また、福島労働局ホームページへ、復興に向けた就労支援や復興支援イベント情報等を掲載した「復興支援特設サイト」を開設。

3 公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)との連携により、被災事業者の事業復興に向けた人材確保支援の実施。

ふくしまで働くは福島県内外に避難されている避難者や帰還希望者に対して、被災、避難の場から福島県内の求職者や人材確保の場へつながるための重要な情報発信の場として発行しています。

福島県雇用情勢(平成30年4月)

有効求人倍率(就業地別) 1.53倍(全国27位)
(就業地別) 1.70倍(全国21位)

求人数は復興関係のセーフティネットの整備がある多くの職種で人手不足の状況が続いている一方で、被災、避難の場から福島県内の求職者や人材確保の場へつながるための重要な情報発信の場として発行しています。

※掲載求人番号/フリーワードで検索する人により、個人間のやり取りが複数、掲載していない場合があります。

ふくしまで働くは福島県内外に避難されている避難者や帰還希望者に対して、被災、避難の場から福島県内の求職者や人材確保の場へつながるための重要な情報発信の場として発行しています。

福島県雇用情勢(平成30年6月)

有効求人倍率(就業地別) 1.48倍(全国29位)
(就業地別) 1.66倍(全国26位)

求人数は復興関係のセーフティネットの整備がある多くの職種で人手不足の状況が続いている一方で、被災、避難の場から福島県内の求職者や人材確保の場へつながるための重要な情報発信の場として発行しています。

※掲載求人番号/フリーワードで検索する人により、個人間のやり取りが複数、掲載していない場合があります。

復興にかける思い・避難されている方へのメッセージ

川俣町
佐藤金正 町長

川俣町は昨年3月31日に山形県との県境が解除されたところ。本年3月1日現在の山形県内避難者の総数は、139町39人と比べて山形県内に住民数の減少が顕著な中、避難者も、被災者も、山形県内に定住してきています。避難者も、被災者も、山形県内に定住してきています。避難者も、被災者も、山形県内に定住してきています。

川内村
遠藤雄幸 村長

川内村は昨年3月31日に山形県との県境が解除されたところ。本年3月1日現在の山形県内避難者の総数は、139町39人と比べて山形県内に住民数の減少が顕著な中、避難者も、被災者も、山形県内に定住してきています。避難者も、被災者も、山形県内に定住してきています。

復興にかける思い・避難されている方へのメッセージ

南相馬市
門馬 和夫 市長

東日本大震災以降、南相馬市は被災一帯の復興の中心地として、被災者や避難者を受け入れ、支援の場として機能してきました。被災者や避難者を受け入れ、支援の場として機能してきました。

田村市
本田 仁一 市長

田村市は昨年3月31日に山形県との県境が解除されたところ。本年3月1日現在の山形県内避難者の総数は、139町39人と比べて山形県内に住民数の減少が顕著な中、避難者も、被災者も、山形県内に定住してきています。避難者も、被災者も、山形県内に定住してきています。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (2) 復興に向けた就労支援
 - ② 人材不足分野・地域における労働力確保対策(建設業、医療福祉等)

1. 人材不足分野における対策については、人材不足分野の業界との連携強化に重点を置きながら、以下の面接会、説明会、見学会等のマッチングイベント等を実施した。マッチングイベントでは、人材不足分野の実態や魅力等を発信することにより潜在求職者の開拓や、求職者に対して人材不足分野への応募勧奨を行った。
なお、未充足求人に対しては、条件緩和や仕事内容欄の表記内容の見直し等の提案を行うなどのフォローアップを行った。
【マッチングイベント例】
ハローワーク福島
・介護の職場見学会(4～7月 開催4回 参加者27名)
・保育士ミニ面接会(4月 参加者2名)
・介護関係職場説明会(6月、8月 参加者59名)
・警備関係職場説明会(7月 参加者28名)
・建設関係職場説明会(8月 参加者18名)
ハローワーク郡山
・建設、警備、運輸業のミニ面接会(7月 参加者31名)
・介護職場見学会(7月 参加者5名)
・保育士職場見学会(7月 参加者2名)
2. 「平成30年度福島県建設雇用改善推進対策会議」を開催(6月15日)
【出席者】国土交通省東北地方整備局、福島県、福島県建設業協会及び福島労働局
会議では、各機関の雇用管理改善施策、取組等についての情報交換と課題の共有を行うとともに、更なる雇用管理改善の推進に向けて、今後の連携強化を確認した。
また、雇用関係助成金の中の「建設事業主に対する各種助成金」について、福島労働局から説明を行うとともに、出席各機関に対して周知への協力依頼を行った。
3. 福島県社会福祉協議会主催「福祉の職場合同就職説明会」に共催し、各会場にハローワーク相談コーナーを設置。(福島会場7/14、会津若松会場7/21、いわき会場7/28、郡山会場7/29)
4. 介護分野の人材確保及び定着を図るために関係機関のネットワークを構築し、相互の施策、事業に対する理解促進、情報交換・共有、役割の分担の検討等、介護のあり方を検討する「平成30年度第1回福島県介護労働懇談会」(8月28日)に出席。
5. ナースセンター・ハローワーク連携事業では、看護師等の求職・求人情報について共有を図り、また、各ハローワークでナースセンター出張相談会を開催するなど、就職促進のための取組を行った。
[平成30年6月末現在]
・ハローワーク福島、郡山
支援対象求職者数20人、就職件数5件、支援対象求人件数54件
・出張相談会の実施件数 19回(ハローワーク福島、郡山を含む県内7所で実施)

労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (2) 復興に向けた就労支援
 - ③ 若者の雇用対策
 - (ア) 総合的かつ体系的な若年者雇用対策の推進
 - (イ) 新規高卒者等に対する就職支援

(ウ) 新規大卒者等に対する就職支援

1. 総合的かつ体系的な若年者雇用対策の推進

- (1) ユースエール認定制度の普及拡大
 - 認定企業数・・・26社(30年9月19日現在)
 - ・平成30年度5社、平成29年度13社、平成28年度7社、平成27年度1社
- (2) 新規高卒者等に対する就労支援
 - ① 福島県及び各機関との連携
 - 平成28年3月に締結した「福島県雇用対策協定」に基づき、若年者の雇用対策について、県と連携して様々な支援事業を行った
 - 「福島県新規高卒者就職促進対策会議」への参加
 - 年3回開催。4月25日実施済。早期離職防止を図るため新入社員のフォローアップ強化を協議し実施。
 - 「福島県高等学校就職問題検討会議」の開催
 - 3月22日開催。県、教育委員会、学校関係者、各経済団体等による新規高卒者の就職に関する申合せ事項の協議・策定
 - 県知事、労働局長、教育長による主要経済団体(5団体)へ求人確保要請
 - 5月22日、5月28日実施。
 - ② 学卒ジョブサポーターによる就職支援等
 - 各高等学校での職業講話の実施
 - 求人開拓の実施
 - 高等学校内外での企業説明会の実施
 - 高等学校生徒の応募状況・就職状況の確認
 - 平成30年3月新規高卒就職者に対する職場定着支援の実施
 - 計画的に職場を訪問し、職場での悩みや不安を聴取、安易な離転職を防止するためのアドバイスを実施
- (3) 新規大卒者等に対する就職支援
 - ① 各大学等との連携を密にし、大学キャリアセンターの定期的な訪問による職業相談(週1回以上)、各種セミナー、職業講話の実施
 - ② 大卒等就職面接会の開催(8月9日開催)
 - ※参加企業数 247社、参加学生数 103名
 - ③ 既卒者等に対する職業相談・職業紹介

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の最重点施策

- 1 東日本大震災からの復興を支援する施策
- (2) 復興に向けた就労支援
- ④ 公的職業訓練の推進等

1. 福島県及び機構福島との連携
「公的職業訓練運営担当者会議」の開催(7/9)
2. 求職者支援訓練(7月末現在)
 - ◎基礎コース
開講4コース、定員70人、受講者37人、充足率52.9%
 - ◎実践コース
開講12コース、定員155人、受講者91人、充足率58.7%
 - うち建設関連分野
開講4コース、定員50人、受講者21人、充足率42.0%
3. 公共職業訓練(7月末現在)
 - ◎委託訓練
開講42コース、定員492人、受講者473人、充足率96.1%
 - うち介護分野
開講6コース、定員77人、受講者38人、充足率 49.4%
 - うち建設分野
開講0コース、定員0人、受講者0人、充足率-%
 - ◎施設内訓練
開講20コース、定員285人、受講者261人、充足率91.6%
 - うち建設分野
開講0コース、定員0人、受講者0人、充足率-%

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(1) 働き方改革の推進

① 過重労働解消に向けた取組の推進

① 過重労働解消に向けた取組の推進

- ・各署に設置した「労働時間相談・支援コーナー」において、36協定の適正化に係る窓口指導を行うとともに、相談・支援班員による長時間労働の是正に向けた説明会を実施。
引き続き、「働き方改革推進支援センター」とも連携を図りながら、各署において、労基法等の改正内容も含めた説明会を継続開催するとともに、労働時間等の見直しに向けて相談を希望する事業場に対して個別訪問支援を実施する。
- ・労基署に届出のあった36協定の内、1か月当たり80時間を超える時間外労働が可能なものを届け出た事業場に対し自主点検を実施。
- ・上記自主点検の結果及び各種情報から、時間外・休日労働が、1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場、並びに、過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対し監督指導を実施。

※9月末時点における監督実施件数は、273事業場

- ・監督指導においては、長時間労働の削減、医師による面接指導の実施などを重点に指導を実施。
更に、事業場における自主的な長時間労働の抑制方策や労働者の健康確保対策の確立を図るため、衛生委員会等の活用を促すとともに、小規模事業場に対しては働き方・休み方改善コンサルタントや産業保健総合支援センターの利用勧奨を実施。
- ・平成29年度「過重労働解消キャンペーン」における過重労働重点監督結果を公表(5月)。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(1) 働き方改革の推進

② 働き方改革・休暇取得促進

1. 局幹部及び署所長が経済4団体及び県内全ての各商工会議所・商工会を訪問し、働き方改革の実現に向けた中小企業支援策等を説明の上会員企業への周知を依頼。その際、各団体と当局との周知に係るネットワークを構築・活用し、月1回の定期的な情報発信等効果的な周知を実施。
2. 局長及び局幹部が県内の主要企業トップを訪問し、「魅力ある職場づくり」への取組について文書要請(県知事との連名)、訪問時に「イクボス宣言」を行った企業もある。また、訪問企業の取組を当局HPで紹介。
○要請企業数 21社・2団体(うち18社・2団体は県幹部が同行し、県の施策も説明)
○HP掲載企業数 21社・2団体
3. 昨年度、局長と東邦銀行頭取が締結した「ふくしま『魅力ある職場づくり』包括連携協定」に基づき、地域企業の働き方改革や生産性向上・地域創生のため、以下の事業を連携して実施。
○双方の若手職員によるプロジェクトチーム(福島労働局「ふくしま総活躍パートナーズ」、東邦銀行「ダイバーシティ推進プロジェクト」)の取組
・イクボス養成講座(7月5日、47人参加)
・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(7月6日、支店長等66人参加)
・職業講話(8月31日 東和中学校生徒等52人参加、9月19日 二本松第二中学校生徒等45人参加)
○県内105店舗に情報提供(計5回実施)
4. 労働時間、休日や年休取得促進の改善のためコンサルティングを希望する企業に対し、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングを実施。また、郡山市と連携して「働き方改革ワークショップ」を開催。
○コンサルティング(ワークショップ含む) 51件(30年9月末現在)
5. 「働き方改革推進支援事業」を福島県社会保険労務士会に委託し、「福島県働き方改革推進支援センター」を立ち上げ。働き方改革の実行に向け、専門家(社労士)による相談、事業所訪問によるコンサルティングに対応するほか、主催セミナーや事業主団体・関係機関と連携したセミナーを開催。
6. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2018」を開催し、働き方改革関連法を説明し、個別相談会を実施予定。
○11月20日:福島市 ○11月26日:いわき市 ○11月29日:会津若松市 ○12月7日:郡山市
7. 県・労使団体トップを構成員とする「福島県魅力ある職場づくり推進会議」(第4回)を12月12日に開催予定。作業部会を10月18日に開催。
8. 昨年度、局長と福島県社会保険労務士会会長が締結した「新生ふくしま『人を大切にする企業づくり』・『魅力ある職場づくり』推進連携協定」に基づき、今年度1回目の業務検討会を11月15日に開催予定。

行政運営方針

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(2) 正社員希望者に対する就職支援及び人手不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善

① 福島県正社員転換・待遇改善実現プランに基づく施策の推進

② 非正規労働者への雇用対策の推進(正社員希望者に対する就職支援等)

③ 人材確保に向けた雇用管理改善等

上半期の主な取組

1 平成28年3月に「福島労働局正社員転換・待遇改善実現本部」が策定した「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」において、平成28年度から32年度までの5か年間に、安定所による正社員就職・正社員転換数91,535人、安定所における正社員求人数420,200人と目標を設定。

平成30年度単年度の目標は、安定所による正社員就職・正社員転換数18,307人(うち、安定所による正社員就職件数18,141人)、安定所における正社員求人数84,040人として、正社員就職の実現に向けた取組を推進。

2 正社員求人確保に重点を置いた求人開拓やパート雇用や有期労働契約雇用による求人を申し込む事業主に対する正規雇用の検討の働きかけ、若年層を始めとして、特段の事情なく非正規雇用求人を希望する者に対する正社員応募の提案等の働きかけ、雇用保険受給者を職業相談窓口へ確実に誘導し、早期再就職意欲の喚起等とともに正社員就職を促す働きかけ等を行った。

・正社員就職件数 5,675人 (平成30年7月末現在)

・正社員求人数 28,748人 (同上)

・キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者数 311人(平成30年8月末現在)

3-1 ハローワークにて求人受理時や事業所訪問時等に雇用管理改善の普及・啓発の助言を実施。

○求人充足サービスと連動した雇用管理改善の実施。

○キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金等を活用した雇用管理改善の助言指導を実施。

・キャリアアップ助成金 158件 (88件)

・職場定着支援助成金 29件 (25件)

・キャリア形成促進助成金 76件 (108件)

・人材開発支援助成金 60件 (1件)

・建設労働者確保育成助成金 592件 (595件)

※1 平成30年8月末支給決定件数(前年同月実績)

※2 平成30年4月1日より雇用関係助成金は統廃合が行われている。

※3 人材確保等支援助成金(平成30年度統合新設のため支給実績なし)

3-2 【委託事業】介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業の実施。

・公益財団法人介護労働安定センターに委託。

・雇用管理改善企画委員会を4月26日に開催。

・先進的な雇用管理の取組を行っている事業所のモデル調査を2社で実施。

・地域ネットワーク・コミュニティの構築による雇用管理改善の実践取組を県内の4地域(県北・相双地域の6社、県中・県南地域の5社、会津地域の5社、いわき地域の4社)で計20社により実施。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の最重点施策

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりを推進するための施策

(3) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

①女性の活躍推進

1. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の義務企業(労働者数301人以上)に対する届出および公表の確実な実施(未届出企業に対する指導等)。

○ 届出状況(30年9月末現在) 義務企業155社中155社(届出率100%)
努力義務企業46社

2. 女性活躍推進法に基づく事業主認定(えるぼし認定)制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施。

3. 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業について、女性活躍推進データベースに女性活躍情報を公表するよう文書により勧奨した。また、申請に興味のある企業については個別に訪問するなど取組促進への支援を行った。

勧奨文発送企業数 159社
訪問企業数 3社

4. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2018」を開催し、女性の活躍推進等について説明予定。

○11月20日:福島市 ○11月26日:いわき市 ○11月29日:会津若松市 ○12月7日:郡山市

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の最重点施策

- 2 魅力ある職場づくりを推進するための施策
 (3) 女性の活躍推進及び職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
 ② 仕事と家庭の両立支援

1. 昨年度、局長、経済4団体の長及び県知事が締結した「『新生ふくしま』イクボス宣言促進協定」に基づき、くるみん認定取得企業や局幹部の企業トップ訪問時等に、イクボス宣言を勧奨。宣言企業については当局「福島県魅力ある職場づくり特設サイト」に掲載。
 - イクボス宣言企業 176社(30.3.31現在) → 235社(30.10.1現在)
 - 局長、各部室長、各課室長及び署所長がイクボス宣言(4月6日)

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の義務企業(労働者101人以上)に対する策定届提出の確実な実施および努力義務企業への支援を実施。
 - 計画更新督促文書送付件数 52件(30年9月末現在)

 - 届出状況(30年9月末現在) 義務企業 590社中588社(提出率99.7%)
努力義務企業 406社

3. 次世代育成支援対策推進法に基づく事業主認定(くるみん・プラチナくるみん認定)制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施。
 - 局幹部による企業訪問、企業指導、労働相談時にくるみん認定の取得意向を把握した企業に対し、文書による申請勧奨を実施。
 - 併せて、認定企業について、認定通知書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動を展開。
 - 申請状況 認定5社
 - 報道実績 認定企業5社全て地元紙2社、またはTVで報道された。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の重点施策

1 労働基準行政の重点施策

(1) 労働条件の確保・改善対策

・県内全署において、管内の実情を踏まえた監督指導や集団指導を実施することにより、労働基準関係法令や基本的労働条件の遵守徹底及び労務管理体制の確立及び定着を図った。

監督実施件数 705 件

集団指導件数 34 件

・解雇、賃金不払等に関する労働者からの申告について、300 件受理。

・学生に関し、県内大学等での出張相談を実施し、学生アルバイトに係る実情を把握(5月、7月)。

(ア) 自動車運転者

・過重労働による健康障害防止対策の徹底を主眼とした監督指導を実施(福島運輸支局との合同監督を含む)。

・荷主等を含む関係団体に対する集団指導等にて労働基準関係法令等についての周知を実施。

・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」で、トラック運転者の長時間労働等の問題点・課題等を改善するための実証実験を踏まえて、事業者に対するアンケートの実施を予定。

(イ) 技能実習生

・技能実習生を雇用する事業場に対しての監督指導の実施。

・出入国管理機関との相互通報の実施。

・技能実習法に係る東北地区地域協議会※(第1回)への参加(6月)。

※東北地区における出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が、相互の連携を図り、情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とした協議会

(ウ) 建設労働者

・労働条件確保・改善に向け、地場建設店社に対する監督指導の実施。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の重点施策

1 労働基準行政の重点施策

(2) 最低賃金制度の適切な運営

- ・7月3日福島地方最低賃金審議会に最低賃金引上げについて諮問後、中央最低賃金審議会の目安額を参考に審議を重ねた結果、最低賃金748円を24円引き上げ772円に改正し10月1日発効。
- ・改正最低賃金について、県・市町村、事業者団体(計380団体)、金融機関等へ周知広報の協力依頼。
- ・福島労働局最低賃金PR用キャラクター「サイちんKun」を用いた周知。

(3) 第13次労働災害防止計画の推進と労働者の安全と健康確保対策の推進

① 第13次労働災害防止計画

基本目標	平成29年8月末	平成30年8月末	増減
死亡者数を15%以上減少	12	7	-5(41.7%減)
死傷者数(休業4日以上)を5%以上減少	1,064	1,247	+183(17.2%増)

② 転倒災害防止と交通労働災害防止の取組

- ・各種機会を捉え、局独自に作成したパンフレット等を活用し、転倒災害防止対策について指導等を実施。
- ・労働災害が増加傾向にある第三次産業において労働災害の半数を占める転倒災害等を防止する上で、労働者が最低限守ることを示した「守ってゼロサイカード」を新たに作成(6月)し、配布等により活用を促進。
- ・(独)自動車事故対策機構福島事務所と連携し、運行管理者等一般講習において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」等に基づく取組について指導を実施(8月)。

③ 災害多発業種に対する取組

(ア) 建設業

- ・伊達郡桑折町の東北中央自動車道の工事現場を対象に、局長による安全パトロールを実施し、重機による災害や熱中症予防対策を重点に指導を実施(6月)。
- ・県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請(7月)。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の重点施策

1 労働基準行政の重点施策

(3) 第13次労働災害防止計画の推進と労働者の安全と健康確保対策の推進

③ 災害多発業種に対する取組

④ 化学物質による健康障害防止対策

⑤ 健康診断の実施と事後措置の推進

⑥ 職場におけるメンタルヘルス対策と健康管理対策の推進

(イ) 製造業

・年度当初に策定した計画に基づき、災害が多い食料品製造業の事業場等に対し、加工用機械による災害防止に向けたリスクアセスメント、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策等について指導を実施。

(ウ) 陸上貨物運送事業

・(独)自動車事故対策機構福島事務所と連携し、運行管理者等一般講習において、「交通労働災害防止のためのガイドライン」や「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組について指導を実施(8月)。

(エ) 林業

・関係団体と連携し、林業の事業場に対し、災害事例を踏まえた対策について指導等を実施。(8月)

(オ) 第三次産業

・多店舗展開企業の本社等に対し、店舗等を含めた全社的な安全衛生の取組について指導等を実施。

・第三次産業における労働災害が急増していること等を踏まえ、関係団体等に対し、労働災害防止対策について協力を要請(6月)。

・労働災害が増加傾向にある第三次産業において労働災害の半数を占める転倒災害等を防止する上で、労働者が最低限守ることを示した「守ってゼロサイカード」を新たに作成(6月)し、配布等により活用を促進。

・化学物質対策5か年計画に基づき、化学物質取扱事業場に対し計画的に指導等を実施。

・職場の健康診断実施強化月間を重点に、健康診断と健康診断実施後の事後措置等の適切な実施について指導等を実施するとともに、関係団体に対して協力を要請。

・各種機会を捉え、パンフレット等を活用し、メンタルヘルス対策について指導等を実施するとともに、メンタルヘルス対策が不十分な事業場に対しては、福島産業保健総合支援センターの活用を勧奨。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の重点施策

1 労働基準行政の重点施策

(3) 第13次労働災害防止計画の推進と
労働者の安全と健康確保対策の推進

⑦ 石綿健康障害予防対策

- ・提出された計画届や作業届の内容を審査し、石綿健康障害予防対策について指導等を実施。
H30年度上半期 計画届受理件数28件
作業届受理件数22件

- ・地方自治体との合同パトロールにより必要な指導等を実施(5月)。

⑧ 職業性疾病等の予防対策

(ア) 熱中症予防対策

- ・熱中症のリスクが高まる夏場を迎える前及び夏場の2回にわたって、公共工事の発注機関や関係団体等に対し、熱中症予防対策について協力を要請(6月、8月)。

- ・伊達郡桑折町の東北中央自動車道の工事現場を対象に、局長による安全パトロールを実施し、熱中症予防対策等を重点に指導を実施(6月)。

- ・夏場においては各種機会を捉え、パンフレット等を活用し、熱中症予防対策について指導等を実施。

(イ) じん肺予防対策

- ・第9次粉じん障害防止総合対策(5か年計画)を策定し、当該計画に基づき、関係事業場に対し計画的に指導等を実施。

⑨ 治療と仕事の両立支援の推進

- ・福島県地域両立支援推進チーム連絡会議を開催し、参集機関の取組について情報交換を行うとともに、両立支援に関する相談窓口をまとめた独自のリーフレットを作成(8月)。

⑩ 安全衛生優良企業公表制度の周知

- ・各種機会を捉え、リーフレットを活用し、安全衛生優良企業公表制度の周知等を実施。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の重点施策

1 労働基準行政の重点施策

(4) 労災補償対策の推進

福島労働局労災補償業務における最重点課題を以下の3点として取り組んだ。

- ① 過労死等事案(脳心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患)の的確な労災認定
- ② 迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理の徹底
- ③ 労災補償業務の効率化と人材育成

署管理者、局管理者による管理等を徹底し、長期未決事案の発生防止に努めている。

また、相談者及び請求人へは、各種パンフレットを活用して、請求できると思われる各種給付について漏れのないよう懇切・丁寧で分かりやすい説明の実施に努めている。

- 東日本大震災後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故収束作業に伴う、電離放射線被ばくを理由とする労災請求に対しては、本省及び局署の連携を密にして対応を図っている。
さらに、当該業務に従事する労働者に対しては、原発への新規入場時に、リーフレット「放射線被ばくによる疾病についての労災保険制度のお知らせ」を手交し、制度の周知を図っている。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の重点施策

2 雇用環境・均等行政の重点施策

(1) 総合的ハラスメント対策の一体的実施

1. 「ハラスメント撲滅キャラバン」によるハラスメント特別相談窓口を設置し、併せて報道機関を通じた周知を行い、労働者からの相談に迅速に対応する体制を整備した。労働者からの相談の結果、法違反の事案があれば報告徴収を実施するなど積極的な事業所指導を行った。
2. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2018」を開催し、ハラスメント防止対策について説明予定。
○11月20日:福島市 ○11月26日:いわき市 ○11月29日:会津若松市 ○12月7日:郡山市

(2) 個別労働紛争の解決の促進

① 総合労働相談コーナーの適切な運営

1. 総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争に係る労働相談に対する適切な対応

【参考】平成29年度相談件数 17,254件
うち個別労働紛争関係 5,696件

2. 総合労働相談員に対する研修は、7月13日に実施。研修では、障害者虐待に係る知識習得のため、外部講師の講義聴講やLGBTの方からの対応に係る留意点の伝達等を実施した。
また、各総合労働相談コーナーの巡回指導も実施した。
3. 個別労働関係紛争解決制度等を有する関係機関との連携強化を図るため、「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」を1回開催(6月25日)。

② 個別労働関係紛争解決促進法に基づく効果的な助言・指導及びあっせんの実施

1. 総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争について、助言・指導およびあっせん制度の適切な説明と、助言・指導申出およびあっせん申請に対する適切な対応を実施した。

○個別労働紛争解決援助

助言・指導申出件数 47件(平成30年9月末現在、速報値)
あっせん申請件数 30件(平成30年9月末現在、速報値)

行政運営方針

労働行政の重点施策

2 雇用環境・均等行政の重点施策

(3) 労働条件の確保・改善対策(周知・啓発)

① 労働法制の普及等に関する取組

(4) 積極的な広報

上半期の主な取組

1 年度当初(4月)、県内の15大学等に対し労働法に関するセミナーの開催を依頼。

○セミナー開催実績

- ・大学(2)、短大(2)において実施(計4回)(30年9月末現在)
- ・わかものハローワークにおいて毎月1回開催

2. 高校生、大学生、既卒者(若年者)、保護者、高校の教諭の対象別に就職支援等に関する情報をワンストップで提供する特設サイト「ふくしま高校生・大学生労働局」で、ワークルールに関する情報をわかりやすく提供。県内各高校に周知を実施。

上半期の広報実績(30年9月末現在)

- ・局定例報告会(局長会見) 6回
- ・テレビ放送回数 16回
- ・新聞・雑誌掲載回数 187回
- ・自治体等広報紙掲載回数 72回

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の重点施策

3 その他の重点施策

(1) 労働保険制度の適正な運営

① 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

今年度の未手続事業場の一掃対策の推進について、年間目標に対する8月末の実績は次のとおりである。

- ①未手続き事業場把握の目標→1,230事業場
8月末結果 183事業場(14.9%)
- ②成立手続き指導目標 →1,410事業場
8月末結果 295事業場(20.9%)
- ③自主成立の目標 → 640事業場
8月末結果 213事業場(33.3%)
- ④職権成立の目標 → 10事業場
8月末結果 1事業場(10%)

広報活動として、ホームページへの広報文の掲載、窓口でのパンフレット等の随時配布、地方公共団体及び事業主団体の機関紙等への掲載依頼等を年間を通じて行っている。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の重点施策

3 その他の重点施策

(1) 労働保険制度の適正な運営

② 労働保険料等の適正徴収の徹底

◇ 今年度より、従来、労基署で行っていた滞納整理業務について局集中化を図り実施している。

平成30年8月末現在の滞納事業場数 1,138事業場

◇ 収納率の向上に向けて、高額滞納(100万円以上)事業主及び複数年度滞納事業主に対しては、重点事業場と位置づけし、臨戸による徴収及び納付督促を行い、一括納入が困難な事業場に対しては、納入計画書を徴した上で必要があれば債務承認書を提出させている。

また、時効中断措置が取れない滞納事業場に対しても、臨戸による債務承認書の提出をさせている。

なお、納入督促を行っても納付がない場合は、差押処分等の強制措置を実施している。

(参考)

① 収納率

平成29年度8月末現在 35.89%

平成30年度8月末現在 34.80%

(前年同期比 -1.09%)

② 収納未済額

平成29年度8月末現在 188億9千800万円

平成30年度8月末現在 193億7千200万円

(前年同期比 4億7千400万円増)

③ 滞納処分件数(差押え等)

平成29年度 53件 12,846,295円

平成30年8月末現在 30件 6,478,998円

④ 収入官吏による保険料領収金額

平成29年8月末現在 3,272万5,401円

平成30年8月末現在 2,001万3,776円

◇ 保険料算定基礎調査については、今年度の年度更新の結果を踏まえ調査対象事業場を選定し、11月から1月の間で実施する計画となっている。

行政運営方針

上半期の主な取組

労働行政の重点施策

3 その他の重点施策

(1) 労働保険制度の適正な運営

③ 労災保険率等の改定

労災保険率等の改正については、リーフレットを作成し年度更新申告書送付時の封筒に同封し周知している。また、ホームページへの掲載や関係団体の説明会等でも周知を行っている。

雇用保険の適用拡大については、年度更新申告書に同封した「平成30年度労働保険年度更新申告書の書き方」に記載し、ホームページにも掲載している。また、関係団体の説明会等でも周知を行っている。